

審議会等の会議開催のお知らせ

1	会議名	川崎市介護認定審査会合議体（川崎市 令和8年5月）																																																																														
2	議題及び公開・非公開の別	被保険者の介護認定に係る審査会（非公開）																																																																														
3	開催日時	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">第 1 合議体</td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">1 2 日（火）</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;">午後 7 時 0 0 分から</td> <td style="width: 35%; vertical-align: top;">3 階会議室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 6 日（火）</td> <td>午後 7 時 0 0 分から</td> <td>3 階会議室</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第 2 合議体</td> <td style="vertical-align: top;">1 1 日（月）</td> <td style="vertical-align: top;">午後 7 時 0 0 分から</td> <td style="vertical-align: top;">3 階会議室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 5 日（月）</td> <td>午後 7 時 0 0 分から</td> <td>3 階会議室</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第 3 合議体</td> <td style="vertical-align: top;">1 2 日（火）</td> <td style="vertical-align: top;">午後 7 時 0 0 分から</td> <td style="vertical-align: top;">5 階講堂</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 8 日（月）</td> <td>午後 7 時 0 0 分から</td> <td>3 階会議室</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第 4 合議体</td> <td style="vertical-align: top;">1 9 日（火）</td> <td style="vertical-align: top;">午後 1 時 3 0 分から</td> <td style="vertical-align: top;">3 階会議室</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第 5 合議体</td> <td style="vertical-align: top;">7 日（木）</td> <td style="vertical-align: top;">午後 7 時 0 0 分から</td> <td style="vertical-align: top;">3 階会議室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 1 日（木）</td> <td>午後 7 時 0 0 分から</td> <td>3 階会議室</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第 6 合議体</td> <td style="vertical-align: top;">1 4 日（木）</td> <td style="vertical-align: top;">午後 6 時 3 0 分から</td> <td style="vertical-align: top;">5 階講堂</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 8 日（木）</td> <td>午後 6 時 3 0 分から</td> <td>5 階講堂</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第 7 合議体</td> <td style="vertical-align: top;">1 1 日（月）</td> <td style="vertical-align: top;">午後 7 時 0 0 分から</td> <td style="vertical-align: top;">5 階講堂</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 8 日（月）</td> <td>午後 7 時 0 0 分から</td> <td>5 階講堂</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第 8 合議体</td> <td style="vertical-align: top;">1 4 日（木）</td> <td style="vertical-align: top;">午後 6 時 3 0 分から</td> <td style="vertical-align: top;">5 階相談室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 8 日（木）</td> <td>午後 6 時 3 0 分から</td> <td>5 階相談室</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第 9 合議体</td> <td style="vertical-align: top;">1 2 日（火）</td> <td style="vertical-align: top;">午後 1 時 4 5 分から</td> <td style="vertical-align: top;">3 階会議室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 6 日（火）</td> <td>午後 1 時 4 5 分から</td> <td>3 階会議室</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第 1 0 合議体</td> <td style="vertical-align: top;">1 1 日（月）</td> <td style="vertical-align: top;">午後 6 時 4 5 分から</td> <td style="vertical-align: top;">5 階相談室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 5 日（月）</td> <td>午後 6 時 4 5 分から</td> <td>5 階講堂</td> </tr> </table>			第 1 合議体	1 2 日（火）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室		2 6 日（火）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室	第 2 合議体	1 1 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室		2 5 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室	第 3 合議体	1 2 日（火）	午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂		1 8 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室	第 4 合議体	1 9 日（火）	午後 1 時 3 0 分から	3 階会議室	第 5 合議体	7 日（木）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室		2 1 日（木）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室	第 6 合議体	1 4 日（木）	午後 6 時 3 0 分から	5 階講堂		2 8 日（木）	午後 6 時 3 0 分から	5 階講堂	第 7 合議体	1 1 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂		1 8 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂	第 8 合議体	1 4 日（木）	午後 6 時 3 0 分から	5 階相談室		2 8 日（木）	午後 6 時 3 0 分から	5 階相談室	第 9 合議体	1 2 日（火）	午後 1 時 4 5 分から	3 階会議室		2 6 日（火）	午後 1 時 4 5 分から	3 階会議室	第 1 0 合議体	1 1 日（月）	午後 6 時 4 5 分から	5 階相談室		2 5 日（月）	午後 6 時 4 5 分から	5 階講堂
第 1 合議体	1 2 日（火）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																																													
	2 6 日（火）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																																													
第 2 合議体	1 1 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																																													
	2 5 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																																													
第 3 合議体	1 2 日（火）	午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂																																																																													
	1 8 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																																													
第 4 合議体	1 9 日（火）	午後 1 時 3 0 分から	3 階会議室																																																																													
第 5 合議体	7 日（木）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																																													
	2 1 日（木）	午後 7 時 0 0 分から	3 階会議室																																																																													
第 6 合議体	1 4 日（木）	午後 6 時 3 0 分から	5 階講堂																																																																													
	2 8 日（木）	午後 6 時 3 0 分から	5 階講堂																																																																													
第 7 合議体	1 1 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂																																																																													
	1 8 日（月）	午後 7 時 0 0 分から	5 階講堂																																																																													
第 8 合議体	1 4 日（木）	午後 6 時 3 0 分から	5 階相談室																																																																													
	2 8 日（木）	午後 6 時 3 0 分から	5 階相談室																																																																													
第 9 合議体	1 2 日（火）	午後 1 時 4 5 分から	3 階会議室																																																																													
	2 6 日（火）	午後 1 時 4 5 分から	3 階会議室																																																																													
第 1 0 合議体	1 1 日（月）	午後 6 時 4 5 分から	5 階相談室																																																																													
	2 5 日（月）	午後 6 時 4 5 分から	5 階講堂																																																																													
4	開催場所	上記を参照してください。																																																																														
5	傍聴の定員	非公開のためなし。																																																																														
6	非公開の理由	特定人のプライバシーに関する事項を審査するため非公開とします。																																																																														
7	傍聴手続に係る特記事項																																																																															
8	問い合わせ先	川崎市役所地域みまもり支援センター 高齢・障害課 介護認定給付係 電話番号（201）3283																																																																														
9	その他必要な事項																																																																															